

米国規制への対応に伴うCDS清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について

I. 改正趣旨

当社は、米国商品先物取引委員会（CFTC）から2015年10月26日付で受けた金利スワップ取引清算業務に関するDCO（Derivatives Clearing Organization）登録免除の決定について、その対象範囲をCDS取引を含むすべてのスワップ取引に拡大するための手続きを進めている。

この決定には、清算参加者が米国人やFCM（Futures Commission Merchant）である場合には、自己又はそのアフィリエイトによる清算に限定し、米国人顧客の清算を行わない等の条件が付されており、CDS取引に関しても同様の対応を要するため、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

（備考）

FCMの登録等に関する当社への届出

- ・清算参加者は、当該清算参加者又は清算委託者がFCMとして登録する又はU.S. Person（※）に該当することとなる場合等においては、当該状況について当社に届け出る。

（※）CFTCが公表する Interpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations（78 Fed. Reg. 45292（July 26, 2013））IV.A.4. に規定されるU.S. Personをいう。

・ CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第59条の4

III. 施行日

2017年3月24日から施行する。

以上

CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(FCMの登録等に関する届出)</p> <p><u>第59条の4 清算参加者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当社が公示により定めるところによりあらかじめ当社に届け出るものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該清算参加者がFCM (U. S. C o m m o d i t y E x c h a n g e A c t に規定されたF u t u r e s C o m m i s s i o n M e r c h a n tをいう。以下同じ。)として登録しようとする場合又はFCMとしての登録を抹消しようとする場合</u></p> <p><u>(2) 当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者がFCMとして登録しようとする場合若しくは登録を抹消しようとする場合又はFCMである者と清算受託契約を締結しようとする場合</u></p> <p><u>(3) 当該清算参加者がU. S. P e r s o n (U. S. C o m m o d i t y F u t u r e s T r a d i n g C o m m i s s i o n が公表するI n t e r p r e t i v e G u i d a n c e a n d P o l i c y S t a t e m e n t r e g a r d i n g C o m p l i a n c e w i t h C e r t a i n S w a p R e g u l a t i o n s (78 F e d. R e g. 45292 (J u l y 26, 2013)) I V. A. 4. に規定されるU. S. P e r s o nをいう。以下同じ。)に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合</u></p> <p><u>(4) 当該清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者がU. S. P e r s o n に該当することとなる場合若しくは該当しなくなる場合又はU. S. P e r s o nである</u></p>	<p>(新設)</p>

者と清算受託契約を締結しようとする場合

付 則

- 1 この改正規定は、平成29年3月24日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日における改正後の第59条の4の規定は、同条柱書中「あらかじめ」とあるのは「速やかに」と、同条第1号及び第2号中「登録しようとする場合」とあるのは「登録しようとする場合、既に登録している場合」と、第3号及び第4号中「該当することとなる場合」とあるのは「該当することとなる場合、既に該当している場合」と読み替えて適用する。